

## 棚田地域の振興について

1. これまでの経過と予定
  - ・令和元年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（8月16日施行）
  - ・多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援する取組が構築
  - ・これを受け、県でも、県内棚田地域に対して部局横断的・総合的に支援することを目的として「滋賀県棚田地域振興推進会議」を2月に設置し、棚田地域振興法に基づき、滋賀県の棚田地域振興の目標や方法等を定める「滋賀県棚田地域振興計画」の策定を進めることに決定
  - ・令和2年3月までに滋賀県棚田地域振興計画（素案）作成、指定棚田地域（大津市1地域、高島市5地域）の指定申請（5月20日指定済）
  - ・令和2年4月 計画に対する市町意見照会
  - ・令和2年7月 滋賀県ふるさと・水と土保全対策推進懇話会にて計画への意見聴取予定
2. 指定棚田地域における優遇措置
  - ・中山間地域等直接支払交付金において、勾配1/20以上の棚田に対し、一定の取組目標達成を条件に棚田地域振興活動加算として10アール当たり1万円の追加
  - ・その他、各事業において補助率嵩上げや要件緩和措置の対象としている条件不利地域に「指定棚田地域」を追加
  - ・さらに、中山間地域ルネッサンス事業における地域別農業振興計画に位置付けることにより、優先採択や予算の優先配分等の優遇あり
3. 今後の推進方針
  - ・県内に、中山間地域等直接支払交付金の交付を受けている勾配1/20以上の急傾斜農地が約1,000ha（8市1町42地域 右表）存在する（内約280ha指定済）。特に、これらを含む地域に対し、棚田地域振興法による既存事業の拡充措置を活用できるよう、指定を推進していく方針
  - ・また、指定地域においては、並行して、市町における協議会立ち上げ、活動計画策定、計画に基づく棚田保全・振興活動を支援していく
4. 当審議会における審議事項
  - ・中山間地域等直接支払交付金の実施要領において、棚田地域振興活動加算の交付を受けるために必要な取組目標については、期間を設けて定量的に定め、第三者機関による確認・意見聴取を行うこととされている。そのため今後、棚田地域振興活動加算の取組目標の妥当性について、当審議会の審議事項とする

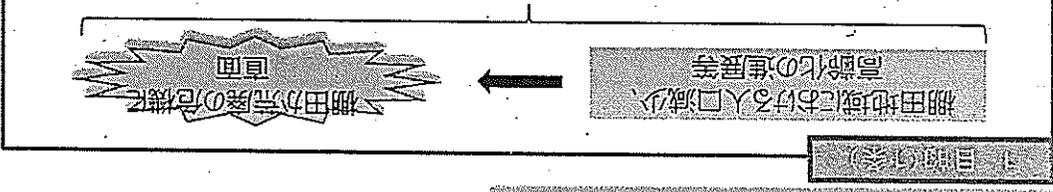
急傾斜(1/20以上)水田を含む地域(交付金交付対象)

市町	旧田町村
大津市	伊香立村 雄琴村 上田上村 和蓮村 仰木村 小松村 木戸村
栗東市	金勝村
甲賀市	養生川町 大野村 土山町 鮎河村 山内村 佐山村 大原村 甲南町 浦日村 雲井村 徳栄町 小原村 多羅尾村
湖南市	三雲村
東近江市	市原村 永源寺村 角井村 西小坂村
愛荘町	栗山川村
米原市	栗原野村 伊吹町 春照村
長浜市	杉野村 丹生村 塩津村 永原村 高崎村 田根村 七尾村
高島市	剣熊村 西庄村 百瀬村 高島町 朽木村

# 棚田地域振興法の概要

○ 昨年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）。法律に基づき「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定。  
 ○ 多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築。

## 棚田地域振興法の概要



棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

棚田地域…自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成しているものと認められる棚田を含む一定の地域であって政令で定める要件に該当するもの（2条）

※政令要件：昭和25年2月時点の市町村の区域で、その区域内に勾配1/20以上の一団の棚田が1ha以上あること

## 基本理念（3条）

① 棚田地域の振興は、棚田地域の有する多面にわたる機能（農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等）が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等及び国内外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならない。

② 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及び多様な主体の連携・協力の促進を旨として、講ぜられなければならない。

## 国等の責務（4条）

・ 国…棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施  
 ・ 地方公共団体…国との連携を図りつつ、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を策定・実施

4 基本方針等（9条-0条）

- ・ 政府…棚田地域の振興に関する基本方針を策定（内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定）（5条）
- ・ 都道府県…基本方針を勘案して、都道府県棚田地域振興計画を策定（6条）

## 5 具体的な施策（7条-18条）

① 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、指定棚田地域を指定（7条）

主務大臣…総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣（18条）

② 市町村は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を組織（8条）

③ 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助（9条）

協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣が認定（10条）

⑤ 計画の実施状況について、主務大臣が認定市町村から報告徴収（11条）

## 2 支援等の措置

① 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定

申請は、農山漁村活性化法の規定による活性化計画の提出とみなす。（12条）

② 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定は、エコーリアム推進法の規定によるエコーリアム推進全体構想の認定とみなす。（13条）

③ 国は、必要な財政上又は税制上その他の措置を講じ（14条）、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめ公表（15条）

④ 国・地方公共団体による棚田地域振興活動を担うべき人材の育成・確保のために必要な措置（16条）

⑤ 政府に棚田地域振興連絡会議（関係行政機関の職員で構成）を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための連絡調整を実施（17条）

施行期日：公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日  
 失効日：令和7年3月31日